

【税務調査とは】

皆さま、こんにちは。税務第一部の須賀川です。
今回は税務調査(国税)についてご説明させていただきます。



1 税務調査って何？

国税局又は税務署の調査官が納税者の申告内容について正しいかを調査しに来ることを言います。この税務調査には、次のようなものがございます。

① 任意調査

納税者の同意が必要となる調査のことです。「任意」という文言がございますが、応じない場合には、罰則がありますのでほぼ強制ということとなります。

この任意調査には「事前通知」がある調査とない調査(無予告調査)がございます。

② 強制調査

納税者の同意を必要としなく、裁判所の令状に基づき国税局査察部(マルサ)が行う調査のことで、脱税者に対する犯則調査のことを言います。皆様にはご縁がないと思います。

今回は、2種類の調査のうち一般的に行われる任意調査で、事前通知がある場合の税務調査の流れについてお話ししたいと思います。

2 税務調査の流れ

税務調査は、①事前通知②実地調査③調査終了後の手続きという流れにより行われます。

① 事前通知

税務職員が、電話で納税者又は税理士に事前に連絡を入れて調査の通知を行います。事前通知する内容は法律に基づき、以下の内容を行うこととなっております。

- イ. 調査を開始する日時およびその場所
- ロ. 調査の目的(ほとんど、提出された申告内容の確認のようなことを言われます)
- ハ. 調査の対象となる税目及び期間、帳簿書類その他の物件(総勘定元帳・請求書など)
- ニ. 調査の相手方である納税義務者の氏名・住所等
- ホ. 調査を行う税務職員の氏名・所属
- ヘ. 通知事項以外に非違が疑われる事項がある場合には、質問検査等(調査)ができる旨

上記のことを税務職員が電話で話してきます。税務代理権限証書を提出している場合には税理士宛に連絡がきます(東京国税局管内)。実際には両方で日時を調整してから行われます。

② 実地調査

上記①により通知された日時に、税務職員がその場所に来て、帳簿等の閲覧を行います。

法人の場合には、最初にその法人の業務内容についての説明を聞き、その後、帳簿等の閲覧に入ります。

③ 調査終了後の手続き

上記②の結果、「更正決定等をすべきと認められない場合」(申告内容に問題がないこと)は、書面により「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」が送られ、税務調査終了となります。

逆に、「更正決定等をすべきと認められる場合」(申告内容に問題があること)は、調査結果の内容説明が行われたあとに修正申告を勧められ、所定の手続きにより、税務調査終了となります。

3 税務調査時に多い指摘事項

調査時に指摘されやすいのは次の事項です。

- ・売上の計上漏れ 調査対象期間中に商品の引き渡し等が行われているが、売上が未計上のとき。
- ・売上と売上原価の対応関係 売上原価が過大計上され、期末棚卸が過少計上のとき。
- ・費用の早期計上 費用計上したものがその事業年度中に納品や役務の提供を受けていないとき。

税務調査では「期間対応」をチェックされることが多いので、請求書の締め日や請求内容を注意する必要があります。これらは翌事業年度の帳簿より発見される場合が多いので、各項目についての計上時期(特に事業年度末の取引)には、注意する必要があります。

以上、税務調査の流れについて、簡単にご説明いたしました。税務調査に対しては、不安なことや不明な点があると思います。不安・不明な点、また、No.187号のこのコーナーでご紹介した、実地調査の省略の可能性がある書面添付制度についてのご質問等がございましたら弊社担当者までお尋ね下さい。(税務第一部/税理士 須賀川 祐典)